



知っておきたい！ 健保のコト

VOL.14

会社を退職した後の医療保険は？

日本では国民皆保険制度により、住民はいずれかの公的医療保険制度への加入が義務付けられています。健保組合の加入者は退職後すぐに再就職する場合などを除いて、「加入している健保組合の任意・継続被保険者（以下、任継者）となる」、「国民健康保険に加入」、「家族の健康保険に加入（被扶養者になる）」の3つの選択肢があります。

任継者は、退職日までに2カ月以上の加入期間があり、資格喪失日（退職日の翌日）から20日以内に必要書類をそろえて、健保組合に任継者となることを申し出ることが条件です。保険料は退職時の標準報酬月額と加入している健保組合の前年9月末の全被保険者の平均標準報酬月額のいずれか低い方の報酬を用いますが、事業主が負担していた分も含めて納めます。

メリットは従来の給付や補助などを継続して受けられることです。加入期間は2年間ですが、期間中に他の会社に再就職した、75歳（後期高齢者）になった、保険料を納付日（原則毎月10日）までに納めなかった——ときなどは、資格を喪失しますので要注意です。納め忘れを防ぐため、年度を単位とした保険料の前納制度もあります。

国民健康保険に加入する場合は、住んでいる市区町村で手続きをします。任継者となるか、国保に加入するかの判断は、事前に保険料などを確認してから決めるといいでしょう。なお、家族の健康保険の被扶養者を選択する場合は、収入などの条件がありますので、勤めている家族（被保険者）の勤務先を通じて、確認してください。

この状況下、健保組合では、厳しい経営を強められている事業主への保険料支払い猶予を行っているところもありますが、加入者の皆さんには、①検査や入院などの医療費に対する支払い、②高額療養費や傷病手当金、出産手当金などの現金給付、③保険証・資格証明書の発行、④広報誌の発行などによる加入者への情報提供——などのサービスを継続して実施することで、医療保険制度を全面的に支えています。

新型コロナウイルスの感染拡大が止まりません。5月19日の時点で、世界の感染者数は480万人、日本では1万6千人超に膨れ上がっています。政府は4日、想定した感染者数が十分減少したとはいえないとして、6日までとした緊急事態宣言の期限を31日まで延長しました。一方、宣言の長期化による経済的影響を踏まえ、感染拡大が深刻でない地域での社会的経済活動を容認したこともあり、14日に特定警戒5県を含む39県で解除を決めました。

このだけ長期にわたり、外出自粛や「三密」を避けることを求められるのは、戦後では初めてのことです。自宅に閉じこもる日が続くとストレスがたまり、笑いも減って沈みがちな気分になる人が増えているのではないでしようか。

外出自粛など厳しい状況が続きますが、著名人らが動画をアップして皆さんを支えようと発信しています。また、「笑い」には、ストレスの緩和や免疫を高める効果があるといわれ、少しでも明るい気持ちになれる工夫が今、求められています。特定警戒も含め緊急事態宣言が全面的に解除されるまで、もう少しの辛抱です。

★ Special Issue

緊急事態宣言を39県で解除

自粛中も工夫でストレス解消を

